



高齢者福祉・障がい者福祉

介護保険料

高齢者支援課介護保険係 内線3234~3236 地域住民課福祉係 内線2112・2113



介護保険制度の対象者

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	市内に住む65歳以上の方	市内に住む40歳以上65歳未満の医療保険加入者
サービスを受けられる人	<ul style="list-style-type: none"> ▶寝たきりや認知症で常に介護を必要とする状態で、要介護度1~5までに認定された方 ▶常時介護をする状態ではないが、家事など日常生活の援助が必要な方で、要支援1、2と認定された方 	初老期認知症や脳血管障害など加齢に伴う病気で、国が指定した16疾病を原因として要介護、要支援と認定された方

第1号被保険者の方

第8期介護保険事業計画に基づく令和3年度から令和5年度までの保険料は以下のとおりです。

安定的な介護保険制度を運営するために、被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料とするため、10段階の負担区分を設けています。
名寄市の基準額：年額 70,100円（月額 5,847円）

※令和6年度以降の保険料は変更されますので、ホームページや広報なよろでご確認ください。

段階	対象者	基準額との割合	年額(月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ▶世帯全員が市民税非課税の方で、「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方 	基準額×0.3	21,000円 (1,800円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の方	基準額×0.5	35,000円 (2,900円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」が120万円超の方	基準額×0.7	49,100円 (4,100円)
第4段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税で「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方	基準額×0.85	59,600円 (5,000円)
第5段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税で「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超の方	基準額×1.00	70,100円 (5,847円)
第6段階	本人が市民税課税で、「本人の前年の合計所得金額」が120万円未満の方	基準額×1.20	84,100円 (7,000円)
第7段階	本人が市民税課税で、「本人の前年の合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	91,200円 (7,600円)
第8段階	本人が市民税課税で、「本人の前年の合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	105,200円 (8,800円)
第9段階	本人が市民税課税で、「本人の前年の合計所得金額」が320万円以上700万円未満の方	基準額×1.70	119,200円 (8,900円)
第10段階	本人が市民税課税で、「本人の前年の合計所得金額」が700万円以上の方	基準額×2.00	140,300円 (11,700円)

※第1~第3段階の保険料については、公費負担による軽減が図られています。

※保険料は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。

※年間保険料は基準月額（5,847円）×12か月×負担割合で計算し100円未満は切り捨てます。

第2号被保険者の方

加入している医療保険（国保・社保等）によって、それぞれ保険料が算定され、介護保険相当分の保険料を上乗せして納付します。

介護保険料の納め方

①老齢基礎年金等が年額18万円以上の方

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。（特別徴収）

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・1月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料が変わることあります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

老齢基礎年金等が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることができます。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差止めになった場合

②老齢基礎年金等が年額18万円未満の方

市が送付する納付書または口座振替によって(年額を7月～翌年2月までの8回で)納めます(普通徴収)。
 ・納付書の場合は納付書に記載している納期どおりに、指定金融機関および郵便局の窓口で納めます。
 ・口座振替の場合は納付書に記載している納期期日に、申し込みをした口座から引き落としされます。

▶ 口座振替の申し込みについて

指定した預貯金口座から自動的に税金等を納付する制度です。納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。(口座振替は普通徴収の場合)

口座振替の手続きは、市内各金融機関、農協または最寄りの郵便局へ預貯金通帳と通帳使用印鑑を持参のうえ、申し込みください。

介護保険サービスを受けるためには

介護保険で在宅サービスや施設サービスを受けるためには、「要介護認定」を事前に受ける必要がありますので、本人または家族の方が申し込みしてください。

*居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等による代行申請もできます。

高齢者福祉サービス

高齢者支援課高齢福祉係 内線3231・3232
 地域住民課福祉係 内線2112・2113

▶ ご高齢の方への支援

自立支援デイサービス

内容	日常生活訓練、趣味活動、食事、入浴等のサービスを提供します。
対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の対象の方
利用回数	週1回
利用料金	1回 400円(生活保護世帯は免除) ※食事代は別途

外出支援サービス

内容	通院および入退院等に移送用車両により送迎します。
対象者	概ね65歳以上で寝たきりなどで、一般交通機関を利用することが困難な方
利用料金	無料

寝具洗濯乾燥消毒サービス

内容	寝具類の衛生管理のため洗濯および乾燥消毒を行います。
対象者	概ね65歳以上で寝たきりなどで、寝具の衛生管理が困難な方
利用回数	年2回
利用料金	洗濯乾燥消毒に要する額の1割

配食サービス

内容	高齢や障がいで調理が困難な方に、週1回昼食を配達するとともに、利用者の安否確認も行います。
対象者	概ね65歳以上の高齢者および身体障がい者で調理が困難な方
利用料金	1食470円

救急医療情報キット「命のカプセル」の交付

内容	高齢者の安全・安心を確保するため、必要な情報を救急医療情報キットに入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えます。
対象者	65歳以上の高齢者および障がい者等
キット代	無料で配布します

緊急通報システムの設置

内容	生命に危険な症状を発生させる重い持病を抱える方が、急病や災害のときに、迅速かつ適切な対応をとことができるように、協力員の登録や緊急通報装置の貸与を行います。
対象者	概ね65歳以上の重度心疾患、重度糖尿病、重度喘息等の持病を有する方。その他、突然的に生命に関わる症状が発症する危険性の高い方。
利用料金	無料 ※通信料等は別途

除雪の支援

内容	除雪に対し費用の一部を助成し、冬期間の快適な生活を支援します。
対象者	世帯全員が次の①～⑤のいずれかに該当し、前年中の世帯の総収入額が判定基準額以下の世帯で、除雪が困難であり家族からの援助が受けられない方。 ①70歳以上の方、②65歳以上の虚弱と認められる方、③身体障害者手帳1級、2級または体幹機能障害の3級を有する方、④精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aを有する方、⑤要介護認定の要介護1から要介護5までを有する方
助成金額	除雪助成券:1シーズン26,000円(月6,500円) 風連地区で手作業除雪を利用する方:1シーズン9,000円(月2,250円) ※除雪助成券を超える金額は自己負担となります。

屋根の雪おろしの支援

内容	屋根の雪おろしにかかる費用の一部を助成し、冬期間の快適な生活を支援します。
対象者	世帯全員が次の①～⑥のいずれかに該当し、前年中の世帯の総収入額が判定基準額以下の世帯で、屋根の雪おろしが困難であり家族からの援助が受けられない方。 ①70歳以上の方、②65歳以上の虚弱と認められる方、③身体障害者手帳1級、2級または体幹機能障害の3級を有する方、④精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aを有する方、⑤要介護認定の要介護1から要介護5までを有する方、⑥認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方
助成金額	屋根雪おろし助成券:1シーズン10,000円(2,500円分の助成券4枚) ※屋根雪おろし助成券を超える金額は自己負担となります。



▶ ご家族の方への支援

家族介護用品の支給	
内容	在宅で高齢者を介護している介護者に対し、介護用品を支給します。
対象者	要介護認定4または5の市町村民税非課税世帯に属する在宅高齢者(要介護認定4または5に相当すると判断される在宅高齢者を含む)を現に介護している市町村民税非課税世帯に属する介護者
支給用品	紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・失禁パンツ・おむつカバー・防水シーツ・介護用おしり拭き
限度額	年額108,000円(月額9,000円)

家族介護者交流	
内容	高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、介護に関する講話や軽スポーツ等を実施して、介護者相互の交流と心身のリフレッシュを図ります。
対象者	在宅介護者(要介護認定を受けている方の介護者)
利用料金	無料

自立支援ショートステイ	
内容	高齢者が一時的に施設入所し、生活習慣等の指導と体調調整を受けられます。
対象者	要介護認定において自立と判定された高齢者等で、自立支援サービス判定基準に該当する方
利用回数	1回7日間まで、年14日以内
利用料金	1日3,430円(市町村民税非課税世帯等は減額)

▶ 要介護3・4・5の方への支援

要介護高齢者等紙おむつ用ごみ袋の支給	
内容	要介護3・4・5の認定を持ち、在宅で生活している方に対し紙おむつ処理用のごみ袋を支給します。
対象者	市内に住所を有し、要介護3・4・5の認定を持ち在宅で生活している方。
支給枚数等	炭化ごみ袋(ピンク)20リットル(ひと月あたり10枚) 毎年4月1日を基準とし、翌年3月までの1年分を支給します。 ※年度途中での申請については、申請月から当該年度末までの分とします。

▶ 認知症高齢者を支える活動

認知症高齢者等SOSネットワーク	
内容	事前登録をしておくことで、警察署・交通機関・町内会等関係機関と連携を図り、行方がわからなくなつた方を早期に捜索・発見できるよう支援します。
対象者	認知症による見当識障害のため行方がわからなくなつたり、行き先に困る可能性がある高齢の方
利用料金	無料

▶ 生きがい・健康づくりを支える活動

老人クラブ補助事業	
内容	市内に4ヶ所の公設老人クラブと町内会ごとに35クラブが組織され、名寄市老人クラブ連合会に加入し、生きがい健康づくり等の活動の支援を行っています。
対象者	概ね60歳以上の市民
利用料金	無料

生きがい講座	
内容	講座(手びねり陶芸、シニアコーラス、手芸)を開講しており、生きがいのある心豊かな生活の充実を図るために支援を行っています。
対象者	60歳以上の市民
利用料金	無料(材料代等実費負担)

健康づくり体操教室事業	
内容	高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、健康づくりを促進するため体操やレクリエーション活動を実施し、運動機能の低下防止と心身の健康増進を図ります。
対象者	概ね60歳以上の市民
会場	名寄市総合福祉センター 多目的ホール
受講料	無料

敬老事業	
内容	各町内会等が実施する敬老事業に対して、1人当たり2,000円を助成しています。 また、実行委員会を組織して9月の第3土曜日に「長寿を祝う会」を開催しています。
対象者	町内会等が実施する敬老会:数え75歳以上の市民 長寿を祝う会:米寿・白寿・最高齢者(男女)・金婚夫婦

高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部助成

名寄市保健センター ☎01654②1486

▶ 対象

65歳以上の方および60歳～64歳で心臓、じん臓、呼吸器に障がい(身体障害者手帳1級)がある方

▶ 内容

市内の医療機関で接種した場合は、手続きは必要ありません。3か月以上にわたる長期不在者で市外の医療機関で接種を希望する場合は、接種前に手続きが必要ですでお問い合わせください。

▶ 実施時期

10月～2月

▶ 助成の金額

1,200円(生活保護世帯は全額助成)

高齢者の肺炎球菌予防接種費用の一部助成

▶ 対象(1人につき生涯1回限り)

①定期接種

- ・65歳以上の者で、接種年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる方
- ・60歳～64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者

②定期外接種

66歳以上の者(定期接種対象者を除く)

▶ 内容

市内の医療機関で接種する場合は、名寄市保健センターから接種券と予診票の交付を受け、医療機関に提出し接種を受けてください。3か月以上にわたる長期不在者で、市外の医療機関で接種を希望する場合は、接種前に手続きが必要ですでお問い合わせください。

▶ 実施時期

4月～3月

▶ 自己負担額

3,500円

但し、生活保護世帯は全額助成

地域包括支援センター

名 こども・高齢者支援室地域包括支援センター 内線3261～3267

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性をいかし連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護・健康・福祉・高齢者の虐待防止、権利擁護など高齢者の生活に関わるさまざまな相談や問題に対応しています。

成年後見制度利用支援事業

名 こども・高齢者支援室地域包括支援センター 内線3261～3267

認知症の方、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度利用の促進を図るために審査請求申し立てに要する費用および後見人などへの報酬の全額または一部を助成します。

▶ 申し立てに要する費用

本人の所得に応じ、費用負担が生じる場合もあります。

▶ 後見人などへの報酬

家庭裁判所が決定する金額の範囲内(限度額があります)。

障がい者手帳について

名 こども・高齢者支援室地域包括支援センター 内線3261～3267

身体機能や知的機能、精神疾患により日常生活や社会生活を送る上で支障のある方を対象に「障がい者手帳」を交付します。手帳持者は、各種サービスや福祉制度が利用できます。

▶ 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は「目や耳、手足、内臓などに定められた程度以上の永続する障がいがある方」の申請により、北海道立心身障害者総合相談所が判定し交付します。

申請方法…身体障害者手帳の申請は、医師の診断書が必要です。また、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑、個人番号(マイナンバー)がわかるものをお持ちください。

▶ 療育手帳とは

療育手帳は「知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れ、何らかの援助を必要とする状態にあると判定された方」の申請により交付します。18歳以上の方は北海道心身障害者総合相談所、18歳未満の方は児童相談所が判定します。判定をご希望の方は、問い合わせ先にご相談ください。



▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は「精神疾患(統合失調症など)を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方」の申請により、北海道立精神保健福祉センターが判定し交付します。
申請方法…精神障害者保健福祉手帳の申請は、医師の診断書、または、精神障害による障害年金を受給している場合は、その証書等の写しが必要です。

『障がい福祉便利帳』の発行について

名寄市では、障がいのある方が受けられる各種サービスや制度をまとめた『障がい福祉便利帳』という冊子を発行し、各種障がい者手帳を取得された際に配付しています。

障がい者手当

手当の種類	支給対象者	手当月額	支給月	次のような場合は、支給対象となりません。
特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障がいにより、日常生活において、常時介護を必要とする方	27,980円 (令和5年4月1日現在)	2・5・8・11月	▶ 施設入所者 ▶ 病院等に3か月を超えて入院した場合 ▶ 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障がいにより、日常生活において、常時介護を必要とする方	15,220円 (令和5年4月1日現在)	2・5・8・11月	▶ 施設入所者 ▶ 障がいを支給事由とする公的年金を受給する場合 ▶ 本人や扶養義務者に一定以上の所得がある場合

障がい福祉サービスについて

「障害福祉サービス」とは、障がいのある方が生活を送るうえで必要な介助や支援、訓練などのサービスを提供する制度のことです。

対象者…身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等患者

利用者負担…市町村民税課税世帯はサービス報酬の1割が自己負担です。

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的機能や精神の障がいにより自己判断能力が十分でない人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいの方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。

広 告



サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、または生産活動の機会を提供します。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	居室を提供するとともに、相談や日常生活上の援助を行います。
児童発達支援 (対象:未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス (対象:就学児)	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

NHK放送受信料の減免

身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者のいる次に該当する世帯は、NHKの放送受信料の減免が受けられます。

▶ 対象世帯および減免割合

- ・全額免除
障がい者(身体・知的・精神)のいる世帯で、全員が市民税非課税の世帯
- ・半額免除
世帯主が視覚障がい者または聴覚障がい者である場合(1~6級)または世帯主が重度の障がい者(身体・知的・精神)である場合

名寄市障がい者(児)ハイヤー料金助成

身体や知的に障がいのある人が、病院等へ通院するため市内のハイヤーを利用するとき、運転手に手帳とハイヤー料金助成券を提示すると、タクシー料金の一部を助成します。

▶ 制度の対象者

- 名寄市内に居住し、在宅で生活している人で次のどちらかに該当する方
- ・身体障害者手帳1級、2級の方または視覚、体幹、腎臓機能障害により身体障害者手帳3級を所持されている方または下肢機能障害により身体障害者手帳3級を所持されている方(複数の下肢機能障害を併せて3級を有する者も含む)
- ・療育手帳Aを所持されている方

▶ 助成金額

チケット一枚当たりの助成金額は基本料金から1割引後相当額となり、年で36枚(視覚、体幹、下肢障害で1・2級の方は42枚)支給します。一回の乗車でチケットを複数枚使用できますが、助成金額を超えた分については自己負担となります。

※他サービス事業との併用はできません。

※名寄市内での利用に限ります。

※対象者が相乗りした場合はこの限りではありません。

成年後見センター

認知症の方や知的障がい、精神障がいなどの理由から、十分な判断をすることができない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、財産管理や福祉・介護サービスの利用契約手続きなどのさまざまな支援をします。

※この事業は、名寄市から名寄市社会福祉協議会へ委託して実施しています。

生活困窮者自立支援事業

難病や病気などのさまざまな事情によって日常生活に困窮してしまった方が、今後安定した地域生活を送っていくことができるよう、ご本人の状況に応じて必要な支援を行います。

※この事業は、名寄市から名寄市社会福祉協議会(名寄市生活相談支援センター)へ委託して実施しています。

外出支援サービス事業

-  社会福祉課障がい福祉係 内線3225~3227
-  地域住民課福祉係 内線2112・2113

市内の通院および入退院等の移動手段にリフト車を使用して移送します。

▶ 制度の対象者

概ね65歳以上で身体の障害や寝たきり等により、一般的な交通機関を利用することが困難な方

▶ 利用料金

無料

日常生活用具給付事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る事業です。

▶ 申請手続き

希望する日常生活用具の見積書が必要です。

▶ 利用者負担

世帯の所得に応じ、費用の一部負担および全額負担があります。

